

漫録

土木主任官會議を覗いて

一 記 者

○
年中行事の一つとして地方長官會議や警察部長會議に次で、毎年土木主任官會議が開かれたのであつたが、財政緊縮・旅費節約・東上禁止と言ふやうな御布令が出て、主任官會議も三年間の水きに亘つて開かれなかつたが、今回失業救済道路改良事業と言ふ新問題が出来たので、久しう振りに召集された。三年一ト昔と言ふ謬があつて、浮草稼業の地方政府であつたら、三年間に餓れたり又夫れが再生

したりするのが本態で、よくく運の良い連中でも東や西へと振り廻されてゐるのが常態だが、同じ地方官でも土木主任官は技術官であるお蔭で、三年前と顔觸れば餘り變つては居ない。唯だ川越篤君が栃木の札の貼つた卓に顔を見せ、岐阜に居た伊藤覩君が宮城縣のところに顔を出し、熊本の後藤季總君が岐阜の卓から發言したり、丸山悅三君が熊本に居ると言ふ位が變つたところだ。併し最近に埼玉と群馬が入れ替つて卓を並べて据つて居るところなどは少々皮肉にも見える。



正月の十一日と言へば、まだ松の内で新年の祝酒に醒めない時季に、地方から主任官を集めつて野暮な話だが、参千五百五拾萬圓の道路工事を一年中に完成する責任を負された。内務省の道路關係者は夫れが夢のやうに嬉しいのと其の反面には執行の完否が苦になつて、松の内が過ぎるのを待つだけの餘裕が無かつたらしい、勉強家らしいが一面野暮臭い香もする。

テ以テ之ニ關スル事業ノ施設ト其ノ監督トハ極メテ重要ナル國務ニ屬シ從テ之ヲ擔任スル各位ノ責任ハ亦極メテ重大ナリト言ハズルベカラズ。

近時科學ニ進歩ニ伴ヒ土木ニ關スル技術ハ愈巧緻ナ極メ廣汎深淵ナル學理ニ基キ經濟的築造ノ研鑽日モ尙足ラザルノ實狀ニ在ルヲ以其位ハ能ク斯界ノ大勢ニ順應シテ技術ノ研究ニ力メ時勢ニ後レザル様常ニ其ノ向上ア圖ラレタシ。

經濟界ノ不況ニ基因シ多數ノ失業者ヲ見ルニ至リシナ以テ政府ハ曩ニ之が防止ノ方法ヲ攻究スルト同時ニ他面一般労働者ノ失業救濟策ヲ講シ地方ヲシテ適當ナル事業ヲ起興セシメ之ニ對シ國庫ヨリ補助スル所アリタリ然レドモ社會ノ狀勢ニ鑑ルトキハ未ダ之チ以テ満足スペキニ非ザルナ以テ政府自ラ國道ノ改良事業ヲ執行スルト共ニ地方ヲシテ府縣道改良事業ヲ起興セシメ國庫ヨリ之ニ對シ補助スルノ計ヲ定メ昭和六年度ニ於テ之ヲ實行セムトス。

今回政府ニ於テ施行セントスル國道改良事業ハ其ノ起興趣旨ニ鑑ミ一ヶ年内ニ必ズ之ヲ完了スルノ必要アリ從テ事業着手前ニ於ケル準備手續ハ勿論其ノ着工ニハ尠カラザル困難ヲ豫想スル所ナリト雖本事業タル固ト府縣ノ責務ニ屬スル國道工事ヲ政府が直轄施行セムトスルモノナルガ故ニ各位ハ此ノ趣旨ヲ體シ同心協力能

土木行政ノ關係スル所ハ道路、河川、港灣、發電水利、軌道等頗ル廣汎ナル範圍ニ亘リ國民生活ノ消長ニ密接ナル關係ヲ有スル

訓示

是等ニ對シテハ未改良區間トノ交通連絡ヲ圓滑ナラシムベク地方

ニ於テ適當ナル計畫ヲ樹テ政府ノ執行シタル事業ノ效果ヲ擧ケル
コトヲ期セラレタシ又今回ノ如ク大規模ノ下ニ政府ガ自ラ國道改

良スルコトハ之ヲ以テ嚆矢トシ之が成果ヲ收ムルト否トハ失業問
題ニ對スル國策ノ當否ニ關スル重大問題タルノミナラズ一般土木
行政ニ對スル國民ノ信賴ニ影響スル所極メテ大ナルモノアルベキ
チ以テ事業ノ進捗ニ付テハ特ニ格段ノ盡力ヲ希望ス。

尙府縣道ノ改良ニ關シテハ大體ニ於テ地方ノ計畫ニ委スル方針ナ
ルモ事業功成ノ趣旨ニ鑑ルトキハ其工事ト工種ノ選擇ニハ自ラ制
限アリテ救濟ヲ要ハベキ失業者ノ最モ多キ地方ニ於テ起興スルコ
トヲ要シ其ノ工種ノ選擇ニモ最モ勞力費ノ多キモノヲ選ヒ之ニ依
リ失業者救濟ノ實ナ舉タルト共ニ他面道路政策ノ見地ヨリ地方交
通上最モ重要ナル路線ナ選擇シ以テ失業者救濟ノ目的ヲ達ヘルト
共ニ道路改良ノ實ナ舉タルニ遺漏ナキヲ期セラレムコトヲ切望ヘ
此訓示が濟むと、三邊土木局長が議長席に据つて主任官
を一瞥した後議事に入る。

指示事項

國道改良計畫ニ關スル件

政府ノ執行スル國道改良工事ハ事業ノ性質上一箇年内ニ執行スル
チ要スルナ以テ改良計畫ヲ調査セラル、ニ方リテハ工事ノ容易キ
ニ執行シ得ベキ線形ト工法ヲ採用シ土地收用ニ著シク困難スペキ
處アル箇所又ハ地方的紛擾ヲ惹スガ如キモノヲ避ケ其ノ工法モ亦
執行時期ノ關係上一年内ニ完了セザルガ如キモノヲ採用セザルコ
トニ考慮セラレタシ

清水道路課長から、失業救濟道路事業を起興するに至つ
た動機と理由とを述べ、既に政府で計劃した國道改良工事
は、其の計畫を府縣の調査に俟つのであるが、一年内に完
了するやうな工法を採用して貰ひたいことを指示した。中
川長崎が最初に發言して、直轄國道工事を各府縣に配當し
たのは何を標準としたのかと質問したに胚胎して色々の意
見が出たが、直轄國道工事を執行しない府縣からは、夫れ
に對し何故俺の所だけ執行しないかと言ふやうな不足らし
い意見もあつた。併し失業者で救濟を要するものゝ多い府
縣に執行する計畫だから、此計畫から漏れる府縣があるの
は已むを得ない、と言ふ答撃で鳴が附いた。併し政府が何

故に國道工事を直轄するのかと言ふ點が問題の重心であつたらしい。ありの儘を言へば主任官等は自分の手で執行してみたい、河川や港灣の工事を執行してゐる内務省土木出張所が最近異常な發達をしてゐる道路技術を知つてゐないではないか、殊に鋪裝工事のやうなものや用地の買収などは吾々の得意とする所だ、之から道路工學の本を読み出して夫れで一ヶ年間に此大工事が出来ると思つてゐるのが間違だと言ふ頭の持主が多いらしい、會議には永年間海風や川風に晒されて工事の現場で鍛えた老先輩の出張所長連が列席してゐるので、若輩の主任官は餘り露骨なことも言へず、直轄施行する理由は奈邊にあるか、府縣に委託して執行すればドーだとか、婉曲に内務省の直轄を否認して居るやうな氣がした。

仕事の完成を氣にして居る筆者も、來島東京や、田邊神奈川、濱江大阪等の意見に賛成だ、併し夫等を露骨に主張することが職務に忠實な所以であるにも拘らず、唯だ老先輩と言ふことに躊躇してか徹底した意見を聞かなかつたのは

頗る遺憾である。近頃の科學は分科發達してゐる。道路技術に堪能なもの必ずしも港灣技術に堪能ではないとの同様である、河川専門の技術家に道路技術を強要することは橡木求魚の類であつて、某醫學博士が道路鋪裝工學に嘴を入れて世の嗤嘲を買つたのと異ならない、夫れに清水道路課長の答辯は、内務省の官制の定めてゐるところに依ると士木出張所に道路の仕事も執行せしむることゝ爲つてゐるから出張所をして執行せしむるのだ、國道の工事は道路法上府縣が執行するのであるが、夫れを内務省が取り上げて又夫れを府縣に委託することは道路法が許さない所だ・と、

一片の法律論で片附けてゐるが、ドーも未だ安心する譯には行かぬ。又最も難事とされてゐる用地の買収に就て見ても、此度の用地は河川工事に見るやうな桑畑や田圃の買収ではなくて宅地の買収が大部分を占めてゐるのだから出張所は不得手の方である。是等の機關に依つて此大工事を一年間に完成せしめやうとするのだから不安の氣が起るの

も必ずしも筆者の杞憂では無からう。

筆の序に附け加へて置き度いことは、此仕事は内務省直轄の河川や港湾の仕事とは違つて一ヶ年限りのものである。従つて之に從事する人は、永續性の事業に對する從來の態度を改めて從事して貰ひたいことだ、若し夫れを誤ることがあれば、土木主任官が暗々裡に非難したことを如實に示して世の嗤笑を買ふばかりか、路政當局の抱懐してゐる國道國營主義の實行を運命附くることに爲るから特段の注意を願ひたい。

府縣道ノ改良計畫方針ニ關スル件

失業者ヲ救濟スル目的ヲ以テ昭和六年度ニ於テ起興セラル、府縣道ノ改良ニ對シテハ其ノ勞力費ノ三分ノ二ヲ國庫ヨリ補助（工事費三分ノ一ヲ超過スルトキハ工事費ノ三分ノ二止ム）スルコトニ内定セラレタルヲ以テ、其ノ工事ノ選擇ニ方リテハ失業者救濟ノ實ヲ舉ガベキハ勿論ナリト雖亦一面道路政策ノ見地ニ於テ計畫スルコトヲ要ノルヲ以テ左記方針ニ依リ措置セラレシ

記

- 一 道路費國庫補助規程ニ依リ補助セラル、コト
- 二 特殊ノ事由アル場合ヲ除クノ外一箇所ノ工事費三萬圓未滿ノ

工事ニ對シテハ補助セラレザルコト

三 規格ハ道路構造令ノ規定ニ該當スルニ非ざレバ補助セラレザルコト

四 補助ノ申請書ニ添付スベキ書類ニ付テハ追テ通牒スル所アルベキモ其ノ管下ニ於ケル要救濟者數ト本事業ニ依ル救濟者數トノ關係ヲ明カナラシメタル調書及質銀支拂方法並ニ勞働條件ヲ掲記シタル書類ヲ添付スルコト

五 道路工事ニ依ル受益者負擔金ヲ徵收シタル場合ト雖補助基本額ヨリ控除セサルコト

清水道路課長から一應の説明があつたが、之に就ては澤山な問題が藏されてゐるので隨分花が咲いた、失業救濟事業として府縣道の改良に政府が補助する方針を探つた以上は、失業救濟事業として此計畫以外の府縣道改良事業を認めない方針であるが夫れとも認むる方針であるかゞ問題なのである、と言ふのは五年度に於て府縣道を改良するには所謂緊縮政策の祟りで起債が許されない爲に緊急已むを得ない失業救濟事業であると言ふ理由の下に起債を財源として工事を執行して來たが、此計畫以外の府縣道改良工事は

認めないと言ふことに爲れば毎年度に於て何とかの理由を附けてやつて來たゞけの府縣道改良工事を執行することが出来なく爲るからである。土木主任官の中で此點に頭を傾けた人は濱江大阪の外唯た二三人だけであつたが、清水道路課長が、此計畫以外にも認むることに交渉するであらう位の程度で打切つて質問者も夫れに餘り念を押さなかつたのは物足らなかつた。

補助する工事は特殊の事由あるものゝ外一箇所三萬圓以上ものに限ることも、隨分議論が出て山形あたりは此點の改正をハケ間敷言つた、之は政府部内に於ても問題に爲つた點で失業救濟の見地から立論すれば如何様な道路工事でも問ふ必要はない、唯だ其工事に依つて失業者を救濟すれば十分なのであるが、道路補助費を道路公債法に依る公債費支辨にした爲に、道路政策の見地に於て補助すべきものと否らざるものとを選択せなければならぬことになるのであつて、局部的な改良に屬するものや又は構造令の規格に適合しないやうなものであつて國家が助成する價値のな

い工事にまで補助すべきではない、清水道路課長は具體的に問題に付いて相談するが、抽象的に言へば指示されてゐるやうに言はねばならぬ、と巧に逃げてゐたが、三邊土木局長は、地方の事情が特殊の事由と認めらるゝものは大に斟酌すると附言して、山形縣の計畫してゐるものは全部認めあげると言つた口吻で主任官も安堵したやうであつたが、土木局内の意見も統一されてゐない氣がした。

國庫の金を一文でも多くとることに抜目の無い主任官からは、配當金額に異論否な不足を言ひ出した、其の代表的なものは三輪兵庫であつて、配當された金額は工事費の多寡で當然御變更に爲るのであらう杯と野次つてゐた。來島東京も労力費の三分二を補助することを變更して工事費の三分一を補助して貰いたいと強要し、自分の方で計畫してゐる工事は到底労力費が工事費の半額にも達しないから工事費の割當て主義では補助金を他に奪はれる恐れがあるので大都市附近の工事は特別に見て貰いたいと主張し、濱江大阪も同一の惱を持つので労力費の全額に補助して呉れと

要求してゐた。が熊本やら餘り大きな都市を持つてゐない

府縣は、來島東京や澙江大阪の主張が容れられない方

自分の府縣へ増配當があると勘定したものか、何事も言は

ない、矢張り此處にも腹の裡で懸引をやつてゐると思ふ

と、一文でも自分の府縣に利益せしめやうとする主任官の

純情さが表はれてゐるのは心嬉しい感がした。

構造令の規格に該當しない府縣道の改良に對しても補助

して呉れと言ふ要求があつて、質問する者も答辯する人も

構造令の規格と構造令の規定とを混同して應答をやつてゐ

るのは少々奇異に考へられたが、夫れは夫れとして構造令

の規定に該當しない工事に補助することは、先進國の失敗

に鑑てやめて貰ひたい、左様なことを目論むことは、前内

閣時代に於て三土藏相が、道路の改良事業を執行すること

は英國の失敗を繰返すものだと言つた、其の事實を敢行す

ることに爲るからだ。

勞働者使用ニ關スル件

道路改良事業ノ施行ニ關シテハ失業救濟事業ノ本旨ニ鑑ミ大體左

記各號ニ依ラレタシ

記

一 他地方ヨリ勞働者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ從事セル勞働者ヲ

奪フガ如キ結果ナ來サム様細心留意スルコト

二 失業者中特ニ生活困難ナル者ヲ優先セシムルコト

三 失業者相互間ノ就働機會ヲ公平ナラシムルコト

四 成ルベク多數ノ勞働者ヲ使用スル爲器械力ヲ必要ノ限度ニ止

メ夜業歩増等ハ必要ノ最小限度ニ止ムルコト

五 前記各號ノ目的ヲ達スル爲失業者ナリヤ否ヤ又ハ救濟ノ必要

トスル者ナリヤ否ヤ等ニ關シテハ警察、方面委員、職業紹介所

等ノ協力的活動ニ依リ之ヲ認定ニ遺憾ナキナ期シ且ツ失業者ニ

對シテハ職業紹介所アル地ニ於テハ紹介所、之ナキ地ニ於テハ

市町村長、方面委員等ニ於テ登錄シ就業票又ハ勞働手帳ヲ交付

スル等ノ方法ヲ採ルコト

六 勞働賃銀ハ成ルベク日拂トシ必要ニ應シ立替支拂制度ヲ利用

於テモ失業救濟事業ノ本旨ニ悖ラサル様留意スルコト

川西社會局職業課長が、諄々と指示の要旨を説明したが、

點を述べ出したので、當局が豫期してゐたやうに直營反対論者であらうと思つてゐたが、論旨を一轉して直營賛成論を述べ立てるので、局員席互に顔を見合して苦笑する。岸田山梨が失業救濟事業として八號國道工事を執行してゐる體驗から直營請負兩制度の利害得失を論じたが、俺は其の途の體驗者だ執行方法を各位に教へてやると言はんばかりの態度が見えて忌氣を起さした、併し其の言ふ所は確に教えたところもあつたらしい、工事費が嵩むことが直營の不利益な點だが、労働者使用の圓滑を計る爲には直營が得策だ、唯だ能率を擧げる上に於ては直營請負の兩方法を採つて互に工事の進捗を競争せしむることが利益であると結論し、社會局方面は失業者の就労ばかりを八ヶ間敷言ふが、

吾々労働者を使役する方面からすれば工事完了後に於ける

労働者の解職方法を攻究して置かなければならぬと述べた、まだ得意の點を述べ度い様子であつたが、三邊土木局長がモー可い加減で可いちやないかと言つたので鼻柱を折られて緘口令に服する。

諮詢事項

勞働賃銀ノ決定ニ關スル件

道路改良事業ニ使役スル人夫其ノ他労働者ノ賃銀ハ各地方同一ナラズト雖地方毎ニ甚シキ懸隔ヲ生ズルハ適當ナラザルヲ以テ隣接府縣ハ成ルベク協定スルヲ得策トス之ニ關スル意見承知シタシ

清水道路課長は諮詢の要旨を説明し勞銀の單價に甚敷縣

いつも會議の愛嬌者、宮島愛知が失業救濟として矢田川改良工事をやつた體驗から失業者の思想問題等にまで論及して愛嬌を薄いた、其の他の大都市は勿論中都市を持つてゐて失業救濟事業を執行してゐる府縣の主任官から大小の自慢話しを出して得意顔せしめたが、結局直營にすれば監督員が多く要ると言ふ結論であつた、併しながら經濟的な器械があつても成るべく其の使用を見合はして人間の力を使えと言ふ失業救濟事業だから、假令監督員が多く要つて直營とするのに何人も異論はない、併し文明も此處まで進展して來れば原始の時代に還元するのぢやと言ふ感を深められた。

隔があるときは、労働者を高き勞銀制を探る地方に流動せしむる嫌があるから隣接府縣は協定して單價を決定するの

が得策であると考えるが之に就て意見があれば聞きたいと

言つた。東北六縣は協定して一人一圓としてゐるそつだ

が、其の他の府縣は勝手に決定してゐて區々である、濱江

大阪は先年來決定してゐる單價を、今隣接府縣が協定して

増加し又は低下することは労働問題を惹起するから寧ろ政

府の執行する工事には地方の決定してゐる單價に依るのが

至當だと言ひ、中川長崎は地方の自由に決定する所に依る

のが得策で、長崎縣は單價が安いので隣縣へ労働者が流出

して呉れる方が結構だ杯と鎮國的なことを言ひ、區々の意

見で纏らなかつた、此後政府は此問題を如何に措置するか

疑問である。

協議事項

國道改良工事實施設計調製ニ關入事件

政府ノ執行スル國道改良工事ニ關スル設計ハ地方廳ニ於テ調製

セラレ二月末日迄ニ提出セラルベキコトハ義ニ通牒セラレタル所ニシテ右期日ハ嚴守セラルベキハ勿論ナルモ本工事ハ直營ノ方法

ニ依リ執行スル見込ナルヲ以テ設計調製ニ關シテハ左記事項ニ付

特ニ注意セラレタシ

記

一 設計書ハ別途通牒スル様式ニ依リ調製スルコト

二 工事ニ從事スペキ工夫及工手等ニ要スル費用ハ工事雜費トシ
テ計上スルコト

三 成ルベク機械方ヲ使用セズ勞力費ノ多キ仕様ヲ選擇スルコト
四 土工用器具機械ハ成ルベク地方廳所管ノモノヲ使用スルコト

牧野技師が各條項に就て詳細に説明した。氏は復興事務局から失業救濟國道改良事業の爲に内務省へ舞戻つた幸運兒で、主任官の義望の的に爲つてゐる、此幸運兒に苦言を呈するのを差控えたのか餘り饒舌する人もない、唯だ濱江大阪が何と思つたものか、改良工事の計畫は土木局自ら樹立し出張所をして干渉せしめないと言ふ方針を探つてゐるのに、設計の調製に就ては土木出張所と相談したら可いぢやないかと言つた位のものであつた。

幸運兒牧野君に對し苦言を呈する主任官は居なかつたが、筆者が代つて言ひたい事柄がある、夫れと言ふのは此

度の工事は必ず一年間に完成させなければならぬから戦争氣分の緊張味で努力を要する、復興局があれだけ澤山な人を使つて一年に一千四、五百萬圓の工事しか爲し得なかつた能力を以てしては到底工事を完成することは出来ない。而して君に所望することは復興局氣分を捨てゝモー少し緊張して貰ひたい事だ。

國道改良工事ノ執行ニ關スル件

政府ノ執行スル國道改良工事ハ事業ノ性質上一路線ノ一區間ナ改良スルニ止マルモノ尠ナカラズ是等ニ對シテハ其ノ前後道路ナ改良スルニ非ザレバ交通價值ヲ擧ケル能ハザルヲ以テ此ノ如キ箇所ニ於テハ地方ニ於テ適當ナル計畫ヲ樹立セラレ其ノ計畫ノ概要

(改良延長、幅員、工種、工事費、施工豫定年度)ヲ二月末日迄ニ上申セラレタシ

政府は財政の都合で一路線の一區間だけを改良するが、夫れでは道路改良の效果を擧げ得ない所があるから、其の前後の連絡は交通價值を收めるやうに地方に於て計畫せよと言ふのが注意の要旨である。繼續して連絡事業をやらなければ直轄工事を執行しないと言ふ政府に強味があるので

府縣道改良計畫ニ關スル件

失業者救濟ノ目的ナ以テ補助チ申請セラル、府縣道改良箇所及其ノ計畫(延長、工種、幅員)事業費(工事費、土地買收其ノ他補償費、雜費ニ區別スルコト)事業ニ依ル勞力費ヲ調査シ歸廳後一週間以内ニ上申セラレタシ

國家が補助する府縣道改良事業の選擇は大體府縣の自由

隨分勝手放題な計畫ぢやが、地方は忍ばざるを得ない事情にある。夫れなら連絡工事に就て國庫は補助するかと言へば夫れは約束が出來ないと言ふ、隨分六ヶ敷計畫だ。そこで宮島愛知は、政府の執行する工事よりは澤山に連絡工事をやらなければならぬやうな箇所を何故選擇されたかと、例の調子で懶に逆襲してゐたが相當理窟のことだ、七

年度も失業者が簇出するやうな不景氣では困るが、起工の目的が一定區間の改良であつて其の内の一一部だけを改良するものは、矢張り政府が繼續して改良せなければ、三土前藏相の言つた非難を受くるに違ひないから今から計畫して貰ひたい、併し夫れは本期の事業を二年延長すると言ふ希望でないことを、更に牧野君に告げておく。

に任す方針であるやうぢやが、其の選擇には地方政情を加味して取捨するらしいと言ふので、政友會あたりの連中が監視してゐる。併しながら交通上重要な府縣道は憲政會内閣時代に決定され、夫れを又政友會内閣時代に産業道路として改良しやうとしたのであるから政黨的に判断しても、兩派に異論のあるべき筋合では無い、唯だ失業者の多寡を詮議して指定府縣道を改良すれば夫れで足るのであつて、政府の計畫も矢張り其の方針らしい、主任官も其の方針で選擇を誤らないやうやつて貰ひたい。

指示事項

河川調査ニ關スル件

昭和五年三月二十九日發甲第七號依命通牒ニ依ル河川調査書ノ未だ提出ニ至ラザルモノ尠カラズ目下夫々調査中ニ屬スルコト、恩料セラル、モ該調査書ハ將來補助河川ノ選擇上必要ニシテ河川委員會ノ設置セラルル場合其ノ提案資料トナス見込ナリ從テ可成早急ニ全部ノ取纏チ了シ充分ノ精査考究ノ要アルチ以テ未提出ノ府縣ニ於テハ一層調査ノ進捗ヲ圖リ提出セラレタシ

範圍を離れて河川行政一般に關する質問や希望が續出した最も耳に感じたことは、失業救濟事業として勞働力を必要とするものは道路よりは河川に多い、夫れにも不拘河川を捨て道路を選択したのは何故かと、川上新潟が久し振りに質問して河川改修の效果を述べ立て、結論として國庫から補助をして呉れと注文する、殊に田中岡山は河川の問題は道路よりか先に論議されたものだが、今回道路に機先を制せられて河川は氣の毒な状態に置かれてゐると悲憤一番やつたあたりは、さながら道路改良を呪詛してゐるやの感があつた。田邊神奈川、木村富山が例の災害復舊補助工事に於ける原狀回復主義の當らないことを力説して中小河川の改良に力を注いで貰ひたいと希望し、農林省の用排水幹線工事の爲に河川中部に悪影響を及ぼすことを責めてゐた。成る程、失業救濟事業として道路の改良を選択したことの是非に就ては議論の餘地はあるが、田中岡山が饒舌つたやうに「昔内務省は河川を主として取扱つた」と言ふ時代と今とは少し違つてゐることに注意して貰ひたいものだ。

岡田河川課長から指示の要領を説明したが、指示事項の

河川と道路と相並で改良さるべきものが、昔河川を主とした道路を忘れていたから今日のやうに路上交通が行き詰つたのであって、遅れた路政を取戻すのが今の土木行政上最も重要とする所である、曩年成立した産業道路の改良助成策も矢張り其の見地に於て立案されたもので、河川に追ひつくべく其の道程にあることを承知して貰ひたい。

災害復舊工事査定に於ける原状回復主義の討論は、毎回開かれた主任官會議の恒例的議題であつて、之を主張し論議する主任官の顔觸れも殆ど變らないやうな感がする。

國家補助政策の見地に立つて見れば原状回復の程度が當然であり、事業本位に立つて考へれば將來の出水に耐え得る程度を要求するのが當然である、要は兩者の程度を如何なる範圍に於て緩和するかの問題であるが、過去の経験に従して原状回復主義の爲に工事を施行し、仍て次回の出水に遭遇し受けた被害は幾何に達するが故に、當初の復活に方つて改良工事を施行した場合に於ける損益の計算を明かならしめて所論するのでなければ解決しない問題であるの

に、いつも抽象論に氣焰を擧げて兎に角國庫より多くの金を出せと言ふ結論に爲るのは、道樂息子が親に金を強請のと餘り大差はない、次回からは事の實際に従して損得の計算を明かにし、治水資金下渡の制度でも樹てるやうな意見でも出して貰いたいものだ。

農林省の用排水幹川改良事業も寛に結構なことで、益多額の國費を出して貰ひたい、夫れが爲に河川中流に影響するならば其の費用の一部を割つて改良して貰えば可いのであつて、この事を農林大臣に陳情でもすれば目的が達せられたであらうが、夫れを策さ無かつたのは頗る遺憾であつた、其の他論議された問題は左の通りであつたが、餘り聞くに値する意見もなく會議を終了した。

指示事項

河川法ノ改正ニ關スル件

河川法改正ニ當リテハ特ニ規定スルノ要アリト認ムル事項ニ關シ曩ニ答申セラレタル所ナルモ概シテ答申事項少キナ以テ更ニ河川ノ實況ト現行河川法ノ適用ニ鑑ミ實際ニ則シテ不便ト認メラル事項ハ細大トナク申出アリタシ

河川ノ維持修繕ニ關スル件

河川ノ管理及維持修繕ヲ完全ニシ以テ災害ヲ輕減スルト共ニ進ンデ沿岸地方ノ事業發展ニ資スル爲メ近年各府縣ニ亘リ河川法ヲ準用セル河川多數ヲ算スルニ拘ラズ之が維持修繕費ヲ増額セラレタル府縣専ク就中水利使用料ヲ相當多額ニ徵收スルモ尙河川改良費ノ計上ナク修繕費亦僅少ナルハ使用料徵收ノ趣旨ニ伴ハザルノミナラズ寧ロ災害復舊土木費ヲ年々遞増スルノ嫌アルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ特ニ各位ノ留意ナ望ム

河川ノ區域及附屬物ノ認定ニ關スル件

本省直轄ノ河川工事進捗ニ伴ヒ近年河川法適用河川ニ認定セラレ又ハ其ノ支派川ニ認定セラレタル河川漸次增加スルニ至リタルモ是等河川ノ區域及附屬物ノ認定未了ナルモノ不妙斯テハ管理維持ノ範圍明確ヲ缺キ取締ノ完全ヲ期シ難キノミナラズ廢川處分ニモ支障アリテ河川法適用ノ效果ヲ減殺スルノ虞アリ可成至急認定チ了スルコトニ努メラレタシ

河川ニ關係アル工事ノ調査方ニ關スル件

河川ニ關係アル工事ハ其ノ上下流ノ利害ニ及ボス影響専カラズ從テ之ガ調査ハ最モ嚴密ヲ要スルニ拘ラズ往々周到ノ注意ヲ缺クモノアリ就中用排水幹線工事トシテ河川ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノニシテ調査杜撰ヲ極メ屢々照覆ヲ要スルノミナラズ計畫變更

ノ餘儀ナキニ至ルモノアルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ河川ニ關係アル工事ニ付テハ其ノ河川ニ及ボス影響及上下流ノ利害關係アラカルモ概シテ山地ノ崩壊渓谷ノ亂流ニ比シ施工計畫寡少ナル爲メ其ノ効果ヲ充分ニ擧ゲ得ザルノ嫌アリ而シテ近年河川ノ災害益々增大スル原因ノ一ハ荒廢溪流ニ對シ平素之ガ修治ヲ考慮スルコト妙キニ因ルモノ多キヲ以テ將來地方財政ノ許ス限り相當工費ヲ増額シ災害ノ輕減ト根本治水ノ基礎ヲ確立スルコトニ努メラレタシ

砂防ニ關スル件

各府縣ヨリ義ニ提出アリタル砂防計畫ハ大體ニ於テ適當ト認メラルモ概シテ山地ノ崩壊渓谷ノ亂流ニ比シ施工計畫寡少ナル爲メ其ノ効果ヲ充分ニ擧ゲ得ザルノ嫌アリ而シテ近年河川ノ災害益々增大スル原因ノ一ハ荒廢溪流ニ對シ平素之ガ修治ヲ考慮スルコト妙キニ因ルモノ多キヲ以テ將來地方財政ノ許ス限り相當工費ヲ増額シ災害ノ輕減ト根本治水ノ基礎ヲ確立スルコトニ努メラレタシ

注意事項

河川委員會附議事項ノ資料ニ關スル件

昭和六年度ニ設置セラルベキ河川委員會ニハ治水政策ノ根本的改訂及河川法改正法案竝ニ河川改修計畫等ヲ審議セラルル豫定ナルヲ以テ是等ニ關スル各種參考資料ノ調製上照會ノ事項多々アルベシト思惟セラルニ付之カ回答ハ特ニ迅速ヲ期セラレタシ

災害土木工事ノ進捗ニ關スル件

國庫補助ニ係ル府縣災害土木工事ハ迅速ニ完了シ以テ國土ノ保安ト運輸交通ノ除害ニ努ムベキニ拘ラズ往々遞延ノ向アリ甚シキ

ハ三四四年ノ工期ニ亘ルモノアルヲ遺憾トス因テ爾今ハ災害ノ翌々
年度ナ經過スル工事ハ當省ノ承認ヲ請ケシムルコトニ本月八日付
發土第六〇號ナ以テ依命通牒セラレタル次第ナルヲ以テ各位ハ工
事ノ進捗上一層留意セラレタシ

災害土木費雜費ノ支途ニ關スル件

災害土木費雜費ノ支途ニ關シテ往々適正ヲ缺クモノアリ充分留
意セラレタシ

國營自動車運輸事業ト道路改築及維持

修繕等ニ關スル件

國有鐵道が經營スル自動車運輸事業ノ實行ニ伴ヒ道路ノ改築維
持修繕ニ關シ鐵道省ト左記要項ノ通協定シタルヲ以テ鐵道省ヨリ
協議アリタルトキハ右要項ニ依リ措置セラレタシ

記

一 自動車運輸事業ノ發達ニ計ルニハ其ノ通路ノ改修ナ促進スル
ノ要アルナ以テ道路管理廳其ノ他關係各廳ニ於テ道路改修ニ關
シ適當ナル方策ヲ講ズルコト

二 道路ノ改修又ハ維持ハ道路法ノ定ムル所ニ依リ道路管理者之
チ行フベキハ勿論ナルモ國有鐵道ニ於テ其ノ改修又ハ維持ノ費
用ヲ分擔スルコト

三 自動車交通網ト道路計畫トハ密接ナル關係ナ有スルヲ以テ兩
者協調シテ其ノ相互ノ發達促進ヲ計ルコト

四 道路管理又ハ道路交通警察ノ必要ニ依リテ定メラレタル自動
車ニ關スル法令ノ規定ハ國有鐵道ノ經營スル自動車運輸事業ニ
於テモ之ニ準據スルモノトス但シ特別ノ取扱ナ適當トスル事項
ニ關シテハ關係官廳ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

軌道工事ニ關スル件

軌道工事ニ關シテ往々工事施行ノ認可又ハ工事方法變更ノ認可
前既ニ工事ニ著手セルガ如キモノアルモ右ハ不都合ニ付斯ノ如キ
コト之ナキ様嚴重ニ監督アリタシ

指定港灣ニ關スル件

大正十一年内務省訓令第六號第二條第二號ノ規定ニヨル港灣ハ
主トシテ其ノ當時ノ指定ニ係リ爾來相當ノ年月ヲ経過シ從ツテ所
謂重要港灣又ハ指定港灣以外ノ港灣ニシテ其ノ港勢指定港灣ニ比
シ遜色ナキニ至リシモノ妙カラズ而モ輒近港灣敷ノ勃興ニ伴ヒ之
が修築企業漸次増加セムトスルニ鑑ミ曩ニ百數十港ヲ新ニ指定港
灣ニ選定セリ之レ即チ之等港灣ヲ統制シ以テ適當ナル指導監督並
助成ヲ爲サムトスルニ外ナラサルナリ各位ハ克ク右主旨ニ則リ港
灣夫々ノ使命ニ考へ實際的ナル設備經營ヲ爲シ其ノ利用宜シキチ
得ル等眞ニ港灣ノ完全ナル發達ヲ期スベク萬遺漏ナカラシメラレ

タシ

埠頭線ニ關スル件

モノ漸次多キチ加フルノ傾向ニアルハ喜アベキコトナレドモ如斯埋立地ニ就テハ將來ノ埠頭線ニ屬シテ慎重ナル考慮ナ拂ヒ豫メ計畫ヲ樹立シテ其ノ制限ナスコト緊要ナルヲ以テ特ニ之ニ留意シ將來ニ禍根ヲ貽サザランコトニ努メラレタシ

港灣内水路ニ關スル件

一見水路ノ形狀ヲナスモ事實上本船ノ泊地トシテ利用セラル、水面ニ於ケル港灣工事ニ就テハ往々之ヲ單純ナル水路トシテ輕々ニ取扱フコト無キニアラズ如斯ハ港灣行政上遺憾尠カラザルニ付慎重取扱ハレタシ

港灣資源調査ニ關スル件

港灣資源調査規則様式第一號ノ調査中港灣設備、水面積、底質、潮差、潮流、港灣全圖等ノ項目ニ就テハ往々調査疎漏ノ爲照復ナ重ヌルコトアルヲ以テ之ガ調査ニ當リテハ充分留意シテ正確詳密ナラシムルニ努メ殊ニ統計課ニ於テ管掌セル向ニ在リテハ良ク之ト聯絡ヲ計リテ調査ノ完璧ヲ期セラレタシ

今回の主任官會議は新土木局長三邊さんになつてから始めての會合であつて、之に依つて一應主任官のメンタルテストが済んだ譯だが、主任官の異動が行はるゝものとすれば夫れが如何に反映するか興味あることだ、土木部長連が課長連と部長課長と言ふ懸隔ある程に其の能力手腕が違つ

て居ないことも明かと爲つたであらう。部長連の棚卸しをする譯ではないが、此會議で筆者の耳底に残つてゐるものと思ひ出しあると、來島東京が、俺の所は年に一千萬圓近くの道路工事を執行して居るぞと言ふ剛氣を示したことゝ、三輪兵庫が道路の直轄を呪ふやうな當て擦を言つたこと位であつたのと、調所京都が一言も饒舌らなかつたことだ。宮島愛知の愛嬌振りは今更言ふ迄もない、田邊神奈川は近來大成したのか一言居士を廢業して問題の止めを刺すやうに爲つた、會議場の隅の方で誰かゞ矢張り權令の息子だけあつて言ふことが可いと頻りに貰えてゐたのも無理はない、灘江大阪も辯舌家であるし、失業救濟事業には澤山な経験を持つてゐるのに、何だか本省に、遠慮して饒舌つて居るやうな氣がした。土木課長連には辯舌家としては、中川長崎、田中岡山、伊藤宮城、木村富山、坂本福岡、岸田山梨の連中が居るが時間の都合で思ふ存分饒舌ることの出来なかつたのは遺憾であつた、兒玉長野や吉岡静岡が今回は餘り發言しなかつたのは遺憾であつた。